

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、廃棄物焼却炉やパルプ製造における塩素漂白施設などの設置者が測定したダイオキシン類の汚染状況結果について

13.6.1

環境政策課

ダイオキシン類対策特別措置法（以下「法」という。）に基づく廃棄物焼却炉やパルプ製造における塩素漂白施設等の設置者は、昨年からは、毎年1回、排ガス、排出水等のダイオキシン類の汚染の状況について測定し、その結果を知事に報告することが義務付けられています。

今回、この12年度の測定結果を次のとおり取りまとめたので公表します。

1 報告結果の概要等

- 廃棄物焼却炉については、240事業場から294施設について報告があり、排ガス中のダイオキシン類の濃度は、排ガス1立方メートル当たり0～63ナノグラムの範囲（平均は4.5ナノグラム）であり、すべて排出基準（80ナノグラム）以内であった。

- また、廃棄物焼却炉については、ばいじん又は焼却灰のダイオキシン類濃度を延べ385施設測定しており、ばいじんは、1グラム当たり0～33ナノグラムの範囲（平均2.0ナノグラム）であり、焼却灰は、1グラム当たり0～49ナノグラムの範囲（平均0.54ナノグラム）であった。（現在、基準なし。）

- 排出水については、紙・パルプ製造工場や化学工場等10工場から報告があり、排出水中のダイオキシン類の濃度は、排出水1リットル当たり0.00029～0.79ピコグラムの範囲（平均0.18ピコグラム）であり、すべて排水基準（50ピコグラム）以内であった。

2 廃棄物焼却炉

(1) 測定施設数

規制対象施設数	今回測定施設数	休止施設	今回の報告対象外施設
312	294	9	9

(注) は新設施設で、1年間が経過していない施設であり、今回の報告対象となっていない施設。

(2) 排ガスの測定結果

単位：ng - TEQ / Nm³

規模区分	測定施設数	排出基準	排ガス結果	
			範囲	平均
焼却能力が4,000kg / 時以上	8	80	0.000012 ~ 3.1	0.76
焼却能力が2,000kg / 時以上 4,000kg / 時未満	5	1	0.00088 ~ 0.011	0.0085
	17	80	0 ~ 24	4.4
	22	-	0 ~ 24	3.4
焼却能力が200kg / 時以上 2,000kg / 時未満	9	5	0.00005 ~ 0.27	0.077
	86	80	0.000041 ~ 55	7.5
	95	-	0.000041 ~ 55	6.8
焼却能力が200kg / 時未満	2	5	0.0032 ~ 0.25	0.13
	167	80	0.000018 ~ 63	3.6
	169	-	0.000018 ~ 63	3.6
計	294		0 ~ 63	4.5

- (注) 1 廃棄物焼却炉は、焼却能力が1時間あたり50kg以上又は、火床面積が0.5m²以上のものである。
- 2 対象施設数の欄の印の施設については、新設施設であり、新設の基準が適用されている。
- 3 排出基準の欄の数値は、平成14年11月30日まで適用される暫定基準の値である。

(3) ばいじんの測定結果

単位：ng - TEQ / g

規模区分	測定施設数	測定結果	
		範囲	平均
焼却能力が4,000kg / 時以上	3	0.0072 ~ 1.9	1.1
焼却能力が2,000kg / 時以上 4,000kg / 時未満	13	0 ~ 3.8	1.3
焼却能力が200kg / 時以上 2,000kg / 時未満	44	0.000031 ~ 33	3.7
焼却能力が200kg / 時未満	70	0.0000032 ~ 22	1.2
計	130	0 ~ 33	2.0

(注) ばいじんについては、平成14年11月30日までは処理基準が適用されない。

(4) 焼却灰の測定結果

単位：ng - TEQ / g

規模区分	測定施設数	測定結果	
		範囲	平均
焼却能力が4,000kg / 時以上	5	0 ~ 7.5	1.5
焼却能力が2,000kg / 時以上 4,000kg / 時未満	16	0 ~ 1.6	0.13
焼却能力が200kg / 時以上 2,000kg / 時未満	72	0 ~ 3.0	0.36
焼却能力が200kg / 時未満	162	0 ~ 49	0.63
計	255	0 ~ 49	0.54

(注) 焼却灰については、平成14年11月30日までは処理基準が適用されない。

(参考)

- 排ガスの測定数とばいじん、焼却灰との測定数については、次のことにより、一致しない。
 - ・ 1事業場に2施設以上あっても、集合煙突で排出されている場合は、排ガスの測定結果は、1測定結果となっている。
 - ・ ばいじんを焼却灰と分離して採取できない場合は、混合灰として扱って、焼却灰のみの測定である。
また、ばいじん又は焼却灰については、2施設以上ある場合でも、1測定結果の場合がある。
 - ・ 焼却炉の種類によっては、ばいじん及び焼却灰が発生しないものがある。(例えば、液中燃焼施設)

3 紙・パルプ製造工場等の排水

(1) 測定事業場数

規制対象事業場数	今回測定事業場数	休止事業場	報告対象外事業場数
22	10	1	11

(注) の事業場は、規制施設において排水を循環している事業場で測定の必要がない事業場。

(2) 排水の測定結果

単位：p g - T E Q / L

事業場名	所在地	特定施設の種類	排水基準	排水口区分	測定結果
丸住製紙(株)大江工場	川之江市	、	50		0.00045
愛媛パルプ協同組合	川之江市		50		0.0043
大王製紙(株)三島工場	伊予三島市		10		0.24
愛媛製紙(株)	伊予三島市		50		0.0041
住友化学工業(株)愛媛工場新居浜地区	新居浜市		10		0.26
住友化学工業(株)愛媛工場菊本地区	新居浜市		50	No. 1	0.79
		、	20	No. 3	0.00053
新居浜市衛生センター	新居浜市		50		0.00029
道前福祉衛生事務組合ひうちクリーンセンター	西条市		50		0.31
ダスキン(株)愛媛工場	小松町		50		0.32
アサヒプリテック(株)	東予市		50		0.00079
10事業場			0.00029 ~ 0.79 (平均 0.18)		

(注) 1 特定施設の種類は、次のとおりである。

：クラフトパルプ又はサルファイトパルプの製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設

：アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの。

イ、廃ガス洗浄施設 ロ、湿式集じん施設

：廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの。

イ、廃ガス洗浄施設 ロ、湿式集じん施設

：特定施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設。

2 排水基準の欄の数値は、平成15年1月14日まで適用される暫定基準の値である。

なお、基準は、特定施設の種類により異なり、1工場に2施設以上ある場合は、最もゆるい基準が適用される。例えば、丸住製紙(株)大江工場の場合は、の施設の基準は50p g - T E Q / Lで、の施設の基準は10p g - T E Q / Lであるので適用基準は、50p g - T E Q / Lとなる。